

NPO 法人ゆに 2025 年度第 3 回 重度訪問介護従業者養成研修

(基礎課程・追加課程 京都府指定 8 障第 156 号)

受講生募集要綱

特定非営利活動法人ゆに 事務局

1.はじめに

本要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）の規定に基づき、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程及び重度訪問介護従業者養成研修追加課程の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

2.目的

本研修は、重度障害者の社会参加の促進及び重度訪問介護をはじめとする重度障害者支援の取り組みの発展に寄与するため、重度障害者一人一人の生活状況に応じた適切な支援を誠実に行うことのできる「重度訪問介護従業者」を養成することを目的として実施します。

3.事業の名称

2025 年度第 3 回 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）

2025 年度第 3 回 重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）

* 以下「研修」と記す

4.実施日時

集合研修：2026 年 2 月 28 日(土) 9:30～18:30 講義と演習 7 時間

3 月 1 日(日) 9:30～16:30 講義と演習 5.5 時間

オンデマンド研修：2026 年 3 月 1 日（日）～3 月 8 日（日） 動画視聴と課題提出 5 時間

個別研修：2026 年 3 月 9 日（月）以降、個別調整（利用者宅での実習 3 時間）

5.実施場所

京都市生涯学習総合センター（京都アスニー） 及び利用者宅

京都市中京区聚楽廻松下町 9-2

交通アクセス：「丸太町七本松」バス停より徒歩 3 分、「千本丸太町」バス停より徒歩 8 分

6.講師

白杉眞（自立生活センタースリーピース）、長谷川唯（NPO 法人ある）、山口未久（京都府立医科大学）、

田中結子・窪崎泰紀・中村成恒・田中春香・安田真之（NPO 法人ゆに）

7.主催・協力

主催：特定非営利活動法人ゆに

協力：特定非営利活動法人スリーピース、特定非営利活動法人ある

8.受講申込要件

以下の①～⑥をすべて満たしていること。

① 中学校卒業以上であること。

- ② 重度障害者の支援に現に従事していること。または今後従事する意思があること。
- ③ 集合研修、オンデマンド研修、個別研修のすべての科目を受講可能であること。
- ④ パソコン・タブレット端末等でインターネットにアクセスし、動画の視聴及び所定の課題の提出ができること。
- ⑤ 他者を尊重し、本研修の目的を理解し、誠実に学ぶ意思と態度を有すること。
- ⑥ 過去に、本法人が主催・共済・協力する研修等において、受講中止等の処分を受けていないこと。

9.受講定員

15名（最小催行人数4名）

10.受講料（教材費、消費税、保険料込）

一般：¥29,700

優待：¥19,800（主催・協力団体での就労（予定）者または登壇者の推薦がある方で、学生以外の方）

学生：¥13,200

11.修了要件

全科目を遅刻・欠席・早退なく受講（動画視聴を含む）し、あわせてすべての課題を期限までに提出し、各科目の内容を十分に習得した方に対し、修了証明書を交付します。1科目でも遅刻・欠席・早退・課題提出遅れがある場合は修了証明書を交付しません。受講者の都合による欠席・遅刻・早退・提出遅れを救済する補講や代替課題の出題等の措置は原則として実施しません。また、各科目の内容の習得が不十分な場合、受講態度が著しく不適切な場合は、修了証明書を交付しないことがあります。

12.カリキュラム

科目	項目	時間
1. 障害者自立支援概論	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害」と「自立」の基本的理解 ・障害者（児）福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病・心理・地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権 	2.5 時間
2. コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解 	2 時間
3. 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・医療関係制度の基礎知識 ・在宅看護方法の理解 ・身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・特別な処置 吸引、吸入、浣腸、摘便等 	4 時間

4. 緊急時の対応及び危険防止	・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡 ・連携と介護職員の役割、安全な食事介護等の方法についての理解	1 時間
5. 介護概論	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・福祉用具の基本知識と活用等についての理解	1 時間
6. 基本的な介護と重度訪問介護利用者とのコミュニケーション	・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解	2.5 時間
7. 介護福祉支援技術演習	・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解	2.5 時間
8. 外出介護支援技術演習	・外出時の付き添い方法についての理解 ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・外出時の介護技術についての演習	2 時間
9. 介護福祉支援技術現場実習	・指定重度訪問介護における実習	3 時間

13.受講手続き

(1)受講申込受付期間

2026年1月17日（土）～2026年2月22日（日）

*定員に達したときは早期に受付を終了する場合があります。

(2)受講申込受付方法

主催者ホームページ (<https://www.unikyoto.com/juho/>) の受講申込画面にて受け付けます。

(3)受講決定及び受講可否の通知

受講申込者数が最小催行人数を超えた場合、原則として申込先着順に「受講決定」とします。受講可否については、2026年2月24日（火）までに、受講申込者全員にメールで通知します。

(4)受講料の納付

「受講決定」となった方には、受講決定の通知から1週間以内（2026年2月19日（木）以降に受講決定となった場合は2026年2月26日（木）まで）に、別途通知する金融機関口座への振込にて受講料を納付していただきます（振込手数料は受講申込者負担）。

*期日までに受講料が納付されない場合は受講決定を取り消す場合があります。

(5)本人確認

本研修初日に、本人確認書類（「学生」として受講申込をされた方は学生証、それ以外の方は顔写真の入った公的身分証明書で、いずれも本研修初日時点で有効な物）をご提示いただき、本人確認を行います。

*本人確認ができない方や、虚偽の本人確認書類を提示された方に対しては、本要項14.（5）の定めに従い、受講決定を取り消す、受講を中止していただく、すでに受講された科目を欠席（未受講）として取り扱う等の対応を行います。

*「学生」として受講申込をされた方が、「本研修初日時点で有効な学生証」を提示されない場合は、受講料「一般」との差額を納付していただきます。

(6) キャンセル及び受講料の払い戻しについて

- ①原則として受講申込後のキャンセルはできません。
- ②納付された受講料は、理由の如何を問わず一切返金しません。但し、本研修が成立しなかった場合を除きます。

14. 留意事項

- (1) 主催者から受講申込者への連絡は原則としてメールで行います。メールは必ず定期的に確認し、返信を求めた場合は速やかに返信してください。
- (2) オンデマンド研修は、オンデマンド研修期間内に、講義動画の視聴と課題（設問に対して文章を記述し回答するレポート形式）の提出をしていただきます。スマートフォンでも受講は可能ですが、動画が見やすく、文章の入力・編集がしやすいパソコンやタブレット端末での受講をお勧めします。オンデマンド研修の詳細は、集合研修の際にご案内します。
- (3) 受講に際して宿泊が必要な場合は、ご自身で手配してください。宿泊費は受講生の負担となります。なお、受講決定とならなかった場合や本研修の開催が中止となった場合等であっても、主催者はキャンセル料等の費用の支払いを一切行いません。
- (4) 集合・個別研修受講に掛かる交通費、オンデマンド研修受講に掛かる通信費、研修中の食費は受講者の負担となります。
- (5) 有意義で安全な研修を適切に実施するため、主催者・講師は、本研修の実施中または本研修に関連して以下の行為を行った方、またはその行為を繰り返すおそれがあると判断した方に対して、受講決定を取り消す、受講を中止していただく、すでに受講された科目を未受講（欠席）として取り扱う等の対応を行う権利を有します。なお、特に悪質と認められる行為については、主催者・講師は、関係機関への通報や、当該行為を行った方に対する損害賠償の請求等の対応を行います。
 - ① 受講手続きに際して虚偽の情報を申告したり詐称したりする行為。
 - ② 他の受講生、主催者、講師等、他者に身体的、精神的、または学習の機会を奪う・研修運営を妨げる等の危害を加える行為。
 - ③ 他の受講生、主催者、講師等に対する誹謗中傷、差別的言動、またはハラスメント行為。
 - ④ 研修内容を録音・録画・撮影したり、SNS等で公開したりする行為（主催者・講師が許可した場合を除く）。
 - ⑤ 主催者や講師の指示に従わなかったり、執拗に異議を唱えたりする行為。
 - ⑥ 研修の進行を執拗に妨げる行為。
 - ⑦ 他の受講生の受講を執拗に妨げる行為。
 - ⑧ 研修実施場所の業務を妨害する、ルールやマナーを守らない、関係者に迷惑をかける等の行為。
 - ⑨ 本研修の目的に鑑み、重度障害者（講師、個別研修を受け入れてくださる利用者、および重度訪問介護従業者として将来支援することになる利用者を含む）に対する不適切な言動（蔑視、侮辱、差別、または配慮を欠く発言等）を意図的に行っていると認められる行為。
 - ⑩ 研修中に正当な理由なく受講とは無関係の目的でスマートフォンの使用を継続する、オンデマンド研修において自分自身の言葉で執筆していない回答を提出する等、学習に取り組む姿勢が著しく不適切と認められる行為。
- (6) 特に個別研修は、重度訪問介護利用者の居宅にお伺いしての「現場実習」となるため、集合研修・オンデマンド研修において必要な知識と技術を習得した上で、重度訪問介護従業者としてふさわしい誠実な態度で行動していただけることが受講の前提となります。これらの前提を満たすことができない場合、個別研修を受け入れてくださる利用者にご迷惑をおかけすることになるため、個別研修の受講は認められません。

(7) 受講申込時にご入力いただく個人情報は、別途同意いただいた場合を除き、もっぱら本研修の実施に必要な範囲で使用します。なお、本研修を修了した方の個人情報（氏名、フリガナ、生年月日、性別）については、修了証明書発行手続きのため、京都府と共有します。

15.問い合わせ先

主催者：特定非営利活動法人「ゆに」 事務局

〒603-8354 京都市北区等持院西町 60-10

Email: info@unikyoto.com

TEL: 075-468-1633（平日 10 時～18 時）

FAX: 075-468-1666

URL: <https://www.unikyoto.com/>

以上